内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号	129	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	11_その他			
提案事項(事項名)								
地方分格	地方分権を妨げる各種計画の策定義務付けの廃止							
提案団体								
和歌山県								
制度の所管・関係府省								
_								
式 め 2 世 署 の 見 体 的 中 恋								

具体的な支障事例

画策定等を含む)義務付け廃止

地方自治体における計画策定は、地方における行政運営の手法として、住民自治の理念に叶う効果的な手法である。

地方分権を妨げる各種計画の策定(国が地方に対する関与を維持しようと意図する努力義務又は任意による計

しかし、第1次地方分権改革後の平成 12 年頃から、法令によって地方に計画等の策定を求める規定が増え、地方分権改革が始まる直前の 157 件(平成4年)から 390 件(令和元年)まで増加した。また、計画の策定が財政・税制上の優遇や規制緩和の条件・前提となっていたり、法律で国等の基本方針等に即することが必要になる場合があり、自治体の判断が国の方針や枠組みに制約・誘導されている。これらは国による「ソフトな規制」とも言えるものであり、自治体の自主性を損なうだけでなく、負担を増大させている。

こうした傾向は、第1次地方分権改革後に、引き続き国が地方に対する関与を維持しようと意図し、「努力義務」 又は「任意」による計画等の策定を促し、場合によっては財政的なインセンティブを絡めることによって地方を誘導しようとする手法に転換したものとも言える。

従って、国が地方に対する関与を維持しようと意図する計画の策定(努力義務又は任意による計画策定等を含む)義務付けは全て廃止し、国の計画の範囲において地方自治体が各々の判断で主体的に計画を策定できるようにすべきである。また、地方への資源配分のために計画が必要となるのであるならば、地方自治体に計画策定を求めるのではなく、国の計画においてその資源配分計画を記載し、地方自治体が実施する内容は地方に任せるべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地方自治体による主体的な計画策定が可能となる。

また、国において必要と考える政策目的の実現に関わる場合であっても、国が定める計画等の策定という手法に限らず、地方自治体自らの創意工夫に基づく計画的な手法による施策の実行が可能となる。

40	441	1.4	\sim	1-/-
小尺	HV)	は法	Ŧì	委

_			

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

盛岡市、宮城県、高崎市、千葉県、柏市、川崎市、山梨県、半田市、京都市、城陽市、香川県、高知県、延岡市

_			

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

130

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

08 消防・防災・安全

提案事項(事項名)

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第9項に基づく要請の対象施設について、施行令第 11 条1項 各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること

提案団体

和歌山県

制度の所管・関係府省

内閣官房

求める措置の具体的内容

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 24 条第9項に基づく要請の対象施設について、通知による過度な制限を改め、施行令第 11 条1項各号に列記された施設以外も要請の対象にできるようにすること

具体的な支障事例

令和2年に新型コロナウイルス感染症が全国的に流行して以降、当県においても、新型インフルエンザ等対策 特別措置法(平成24年法律第31号。以下、「特措法」という。)に則り、対応している。

しかしながら、特措法第24条第9項に基づき、施設に対し、新型コロナウイルス対策の実施に関し必要な協力の要請を行う際、国から発出されている事務連絡により、都道府県知事の権限行使が制限されており、機動的に協力の要請を行うことが困難である。

地域の実情に応じた対策をより大胆に講じられるよう、特措法については国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどとした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国及び地方公共団体が分担すべき役割が明確になり、地方公共団体の自主性及び自立性が高まる。各都道府県知事が地域の感染状況や実情に応じた対策を、よりきめ細かく大胆に講じられるようになる。

根拠法令等

- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第24条第9項
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条第1項各号
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から発出された事務連絡(令和2年4月 10 日、7月 18 日、令和3年1月 17 日、2月 12 日付各事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、長野県、岐阜県、鳥取県、徳島県、高知県

〇当県においては、昨年ゴールデンウィーク前に、県外からの往来を抑制するため、特措法第 24 条第 9 項に基づき、県内観光地の駐車場の閉鎖を要請できないか検討したが、施行令第 11 条1項各号に列記された施設に該当しなかったため、駐車場管理者に対しては、人の移動を抑制する観点からの措置の要請をするに止まったという事例がある。地域の実情に応じて対策が講じられるようにすべきという提案の主旨に賛同する。

〇当県においても、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法)に則り、新型コロナウイルス感染症に対応している。他方、特措法に基づく知事の権限が、国が定める基本的対処方針や事務連絡によって細部にまで全国一律で限定されていることで、地域性を踏まえた柔軟な対応が困難となっている。また、県新型コロナウイルス感染症対策本部において決定する当県の感染症対策の内容についても、事前に国との協議が求められており、基本的対処方針や事務連絡との整合性を指摘され、修正を余儀なくされることがある。地方分権の理念に基づけば、国は法律等により制度の大枠を定め、具体的な内容は地方公共団体が地域の実情に応じて規定するべきものである。しかしながら、特措法の運用においては、前述のとおり、国が細部に渡るまで規定していることから、国と地方の役割分担が不明瞭となっている。ついては、提案事項のみならず、新型コロナウイルス感染症対策にかかる国の関与は必要最小限のものとし、地方の自主性に配慮するなどとした地方分権改革の理念に基づいた運用が必要である。

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

151

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

起業支援制度における補助対象期間に関する運用見直し

提案団体

兵庫県、京都府、和歌山県、鳥取県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

前年度に起業した者も支援対象となるよう、公募開始日以降(今年度は4月1日公募開始)となっている起業時期の要件を前年度4月1日からとすること。

補助対象期間が「交付決定日(概ね8月1日頃)以降」と定められており、4~7月に起業する者にとって最も経費を要する時期(事業所開設に係る改修費、初度備品費等)が対象とならないため、補助対象期間を当該年度の4月1日以降とすること。

具体的な支障事例

【現状】

当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、UIJ ターン等による起業支援を行っている。

[ミドル起業家支援事業(社会的事業枠)、ふるさと起業家支援事業(東京 23 区等からの UJI ターン者枠)] 国の制度設計に従い、応募資格は公募開始日(今年度は4月1日)から当該年度1月末までに起業した者、補助対象期間は交付決定日(当県の場合概ね8月1日頃)から1月末までとなっている。

【支障】

となっている。

一般的に起業する場合、補助制度を前提に起業後すぐに事業活動を行う場合よりも、起業後一定の準備期間を経た後に事業活動を行うことが多い。しかし、本制度では起業時期が当該年の4月~1月(10 か月間)に限られており、こうした準備期間を経る場合など、前年度中に起業(登記)して、今年度に事業開始する場合は支援対象とならない。

[当県の他の起業家支援制度では、前年度4月~当該年度1月末(22 か月間)を支援対象としている] 当県の他の起業家助成事業(女性起業家支援事業)の実績では、前年度起業者が61%であったことから、国交付金を活用した起業家支援事業でも、過半数の補助案件を逸している可能性がある。

補助対象期間が、交付決定日以降となっているため、4月から7月に事業所開設に要する経費として支出した改修費や初度備品費等を補助対象とすることができない。

[実際に採択された案件でも設立当初に必要となる建物改修に経費を充当した事例が極めて少ない]

[当県の起業支援制度(若手起業家支援事業)では4月から7月に支出する経費は、事業費の概ね2割強] 応募期間や補助対象期間が限定されていることから、応募自体も低調であり、制度目的を達成する上での支障

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

制度上、完全に対象外となっている前年度に起業した者も対象とすることで、起業者の機会損失を防ぐことができる。

当県の他の起業支援制度の起業時期(前年度4月~当該年度1月末、22ヶ月)と同内容で実施することにより、

起業者(県民)にも分かりやすく、利用しやすい制度となる。

4~7月に起業する者にとっては、最も経費を要する時期(事務所開設に係る改修費、初度備品等)を対象とすることが、効果的な支援のあり方である。

根拠法令等

令和3年4月21日付け内閣府地方創生推進事務局「起業支援事業について」

5. 起業支援金の支給について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、たつの市、香川県、高知県、福岡県、宮崎県

〇当県では、地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して起業支援を行っており、起業支援金の公募期間を4月~5月としている。

今年度、本支援金の公募を行った際、前年度に起業した者からの問い合わせが複数あったが、本支援金では 公募開始日以降に起業した者又は起業を予定している者を対象としていることから、本支援金の対象外となっ た。支援対象を前年度に起業した者まで広げることで、より地域課題の解決に資する事業を行う起業者を採択 することが可能となり、効果的に支援金を交付することが出来ると考える。

〇現状の制度では、2月~3月の起業者が応募できないという支障が生まれているため、起業時期の要件を拡大する必要性がある。

〇起業後に一定の準備期間を経て事業活動を行う起業者もおり、こうした起業者を起業支援金の支援対象に加えることで、起業者の機会損失を防ぐ必要がある。

内閣官房(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理番号

152

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11 その他

提案事項(事項名)

移住支援金制度における居住確認事務に関する運用見直し

提案団体

兵庫県、神戸市、京都府、京都市、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府

求める措置の具体的内容

移住支援金は移住した事実に着目したものであるため、居住期間に応じて移住支援金を返還させる返還制度を廃止すること。

廃止しない場合は、①移住元の在住地や在住期間の確認、②移住先の居住確認の事務が煩雑であるため、住 民基本台帳ネットワークの利用可能事務となるよう住民基本台帳法別表に位置付けるなど、自治体において効 率的な事務運用が図られるようにすること。

具体的な支障事例

【現状】

当県では、わくわく地方生活実現政策パッケージ(地方創生推進交付金)を活用して、東京圏からの移住者が県内で新規就業または起業等をした場合に支援を行っており、制度の活用は県内36市町に拡大している。

移住者は、申請時に移住元の在住地や在住期間(直近 10 年のうち5年以上)を確認できる書類(住民票除票や戸籍附票の写し)を提出するとともに、移住先の県内市町に5年以上継続して居住する意思表示を行う。

支援金の申請日から3年未満で転出した場合は全額、5年以内に転出した場合は半額を返還しなければならない。

【支障】

移住支援金は東京圏への過度な一極集中の是正を目的として実施するものであり、本来、移住の事実が確認された時点でその制度の趣旨は満たされているにも関わらず、実際は支給後5年にわたり居住確認を行う必要があり、煩雑な手続となっている。

東京圏在任時に転居歴の多い申請者は、移住後、東京圏の複数の自治体に住民票除票の交付を郵送等で依頼する必要がある。

移住先市町は返還の要否を確認するため、支給後5年に渡って、申請者の居住確認を行う必要があるが、申請者が市町外に転出した場合、転出先の市町に住民票を請求して確認するなどの手続が必要である。また、移住支援金の財源を国・県・市町が負担していることから、自らの市町からの転出のみならず、転出先の市町からのさらなる転出の有無や、県内に留まっているかについても確認を行うこととなる。

当県では令和2年度に5件の移住支援金の支給を行っており、上記のような具体の居住確認の義務が生じる。 また、昨年12月に支援対象が拡大(第二新卒、専門人材、テレワーク等が対象化)され、今後ますます支給対 象事例が増加すると見込まれる。

[令和2年度の支給実績]

5件(内訳:神戸市1件、姫路市1件、加西市1件、淡路市2件)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

申請手続き、申請後居住状況確認が容易になり、移住支援金制度の円滑な実施が可能となることで、さらなる地方移住が促進される。

根拠法令等

令和2年 12 月 22 日付け内閣府地方創生推進事務局「移住支援事業・マッチング支援事業について」 7. 返還制度

住民基本台帳法第30条の10(別表第2)、第30条の12(別表第4)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

岩手県、仙台市、たつの市、鳥取県、高知県、大分県

- 〇当県では令和元年度の制度開始から累計 15 件、移住支援金の支給を行っており、提案県と同様、市町村において支給後5年間に渡り居住確認の義務が生じ、煩雑な事務手続きが生じている。
- 〇コロナ禍により首都圏在住者の地方移住への意識が高まりつつある。テレワーク等へも要件が拡充し、移住 支援金の申請件数の増加が今後見込まれる。このような中で移住を促進するとともに円滑に事務処理を行うに は、事務処理の簡略化は必要なことと思われる。
- 〇支給後 5 年間、毎年住民票を公用請求し、居住確認を行う必要があるため、事務が煩雑となっている。また、 仮に申請者が市外へ転出し、返還が必要な事例が生じた場合、市外にいる申請者に対し、返還を命じ、さらに 返還金を徴収までする事務が発生するため、さらにその事務が煩雑になる。